

第1章 総則

1 目的

本マニュアルは、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月）を参考に、災害時の石綿飛散防止を図るため、名古屋市、工事の発注者・受注者、建築物等の所有者・管理者または廃棄物処理業者などが実施すべき事項について取りまとめたものである。

2 本マニュアルの用語

関係法令等の名称

以下については略語を用いる。

本マニュアルで使用する略語	法令等の名称
大防法	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
安衛法	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
石綿則	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル	「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」
モニタリングマニュアル	「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」（令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課）

石綿含有建材の名称

石綿を含有する建材については、法令により用語が異なることから、本マニュアルでは以下の表現に統一する。

本マニュアルで 使用する用語	大防法		安衛法
	法律、施行令	施行規則	石綿則
石綿含有建材	特定建築材料		石綿等
石綿含有吹付け材	<法律> 吹付け石綿その他の 特定粉塵を発生し、 又は飛散させる原因 となる建築材料で施 入れで定めるもの <施行令> 吹付け石綿その他の 石綿を含む建築材料	吹付け石綿	吹き付けられた石綿
石綿含有保温材等		石綿含有断熱材等	石綿含有保温材等
石綿含有成形板等		石綿含有成形板等	石綿含有成形品
石綿含有仕上塗材		石綿を含有する仕上 塗材	石綿含有仕上り塗材

その他の用語

用語	解説
石綿	繊維状を呈するアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトを指す。各法令では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを規制対象としている。石綿は「アスベスト」とも記されるが、本マニュアルでは日本産業規格(JIS)、他のマニュアルの引用を除き、「石綿」と表記する。
建築物等	建築物及び工作物を示し、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいい、建築物には、建築物における給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備を含む。
解体等	建築物等を解体し、改造し又は補修する作業のこと。
特定粉じん排出等作業、特定工事	大防法で特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業を「特定粉じん排出等作業」、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことを「特定工事」という。

発注者	解体等工事を発注するものをいう。元請業者が行う事前調査や特定工事での適切な費用負担等のほか、特定粉じん排出等作業の届出やリスクコミュニケーションの実施主体となる。
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。事前調査の実施及び結果の地方公共団体への報告、作業基準の遵守等の義務を負う。
自主施行者	解体等工事を請負契約によらず自ら施工する者をいう。発注者及び元請業者の責任を負う。
下請負人	下請負契約により石綿含有建材の除去等作業を行う事業者を指す。数次の請負契約によって行われるときは、全ての請負契約の当事者である請負人が下請負人となる。作業基準の遵守義務を負う。
事前調査	大防法又は石綿則に基づき建築物等の解体等工事の前に行う調査。書面による調査（書面調査）及び目視による調査（目視調査）により、当該建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか否か（石綿等の使用有無）の確認を行う。これらの調査により明らかにならなかったときは分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。
注意解体	被災により建築物等に立ち入ることが困難なため、石綿含有建材をあらかじめ除去せずに散水等を行いながら解体する方法。
廃石綿等	届出対象特定工事で発生する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去物及び廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの。
石綿含有廃棄物	石綿が0.1%を超えて含有する一般廃棄物（石綿含有一般廃棄物）または産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物）であって、廃石綿等以外の廃棄物。
混合廃棄物	水害や津波等により発生した、石綿含有建材を含む様々な建材等が混合した状態の廃棄物

3 本マニュアルの対象

(1) 対象とする災害

対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年11月15日付法律第223号）第2条第1号に定められている「暴風」「竜巻」「豪雨」「豪雪」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「高潮」「地震」「津波」「噴火」「地滑り」等とする。

(2) 対象とする建築物等

対象とする建築物等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号で定められる建築物（建築物に設ける建築設備（電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針）を含む。）及びサイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定された工作物（以下「建築物等」という。）とする。

(3) 対象とする石綿

対象とする石綿の種類は、表1.1の6種類である。また、対象とする石綿含有建築材料（以下「石綿含有建材」という。）の種類等を表1.2に示す。

なお、対象とする建築材料は、石綿含有吹付け材（いわゆるレベル1建材）、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「石綿含有保温材等」という。）（いわゆるレベル2建材）の他、石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）や石綿含有仕上塗材を含む、石綿を含有（0.1重量%以上）するすべての建築材料とする。

表 1. 1 対象とする石綿

対象石綿	
クリソタイル（白石綿）	トレモライト
クロシドライト（青石綿）	アンソフィライト
アモサイト（茶石綿）	アクチノライト

表 1. 2 対象とする石綿含有建材の種類

大防法上の区分	石綿含有建材の種類	飛散性
特定建築材料	石綿含有吹付け材（レベル1 建材）	高
	石綿を含有する断熱材、保温材 及び耐火被覆材（レベル2 建材）	▼ 低
	石綿含有成形板等（レベル3 建材） 石綿含有仕上塗材	

※ 飛散の程度は、建材の損傷劣化の状況や解体時における工法などにより左右される。

（４）石綿飛散の要因と対応

災害時における石綿飛散の要因となる状況と対応の概要について、表 1. 3 及び図 1. 1 に示す。災害時には、建築物等の倒壊・損壊による石綿含有建材の露出や、建築物等の解体・補修、廃棄物処理に伴って石綿が飛散するおそれがあることから、適切な飛散・ばく露防止措置を講ずる必要がある。また、津波や水害により建築物等の流出が起こった場合や、大規模な地震においては、混合廃棄物の発生が予想されることから、これに対する対応が必要となる。

表 1. 3 石綿飛散の要因となる状況と対応の概要

段階	石綿飛散の要因となる状況	対 応	
初動 対応	・建築物等の倒壊・損失 ・建築物等の流失	・人命救助や障害物撤去等の初動対応における従事者への注意喚起 ・周辺住民等への注意喚起	環境モニタリングの実施
応急 対応	・吹付け石綿等の露出 ・混合廃棄物の撤去・集積	・応急措置による飛散・ばく露防止 ・混合廃棄物中の吹付け石綿等の回収	
復旧 ・ 復興	・被災建築物の解体・補修 ・混合廃棄物・建築物の解体で発生した廃棄物の処理 (収集・運搬、中間処理、最終処分)	・法令及び指導・助言に基づく適切な飛散・ばく露防止措置	

4 災害時における石綿飛散・ばく露防止対策の要点と流れ

災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る工程、本マニュアルにおける取扱い章及び主要な実施及び責任の主体を図1. 1に示す。

段階	石綿の飛散・ばく露防止に係る工程	本マニュアルの取扱い	実施・責任主体			
			市名古屋	管所有者建物	請工事業者元	理棄産業物処廃
平常時	平常時における準備	2章	○			
初動対応	災害発生 ↓ 初動対応者等への注意喚起	3章	○			
	損壊建築物等 ↓ 石綿露出等の把握 ↓ 応急措置					
応急対応	混合廃棄物倒壊家屋 ↓ 応急措置 (流出した吹付け石綿等の確認及び回収)	3章	○	○		
	事前調査 ↓ 事前調査結果の報告 石綿有 ↓ 石綿無 作業計画 石綿含有吹付け材等 有 ↓ 無 協議・届出※ ↓ 解体等 ↓ 収集・運搬 ↓ 一時保管 分別・選別 ↓ 収集・運搬 ↓ 中間処理・最終処分					
復旧・復興	撤去 ↓ 収集・運搬 ↓ 一時保管 分別・選別 ↓ 収集・運搬 ↓ 中間処理・最終処分	5章 6章 7章 8章 7章 7章	○	○	○	○
全体	環境モニタリング・立入検査	4・6章	○			

※届出：大防法、安衛法及び石綿則について

図1. 1 災害時における石綿飛散・ばく露防止に係る工程